

本原原発第 38 号
平成 26 年 10 月 24 日

原子力規制委員会 原子力規制庁
原子力災害対策・核物質防護課長
荒木 真一 殿

中部電力株式会社
執行役員 原子力本部 原子力部長
増田 博武

「浜岡原子力発電所 原子力事業者防災業務計画」における
読み替えについて

当社は、原子力災害対策特別措置法第 7 条第 1 項に基づき、「浜岡原子力発電所 原子力事業者防災業務計画」（以下、「防災業務計画」という。）を作成しておりますが、通報連絡先である内閣府の組織改定等を受け、添付資料のとおり防災業務計画の読み替えを行いましたので、ご連絡いたします。

次回修正までの間、添付資料のとおり、読み替えにより運用させていただきますので、よろしくお願い致します。

添付資料：「浜岡原子力発電所 原子力事業者防災業務計画」読み替え前後対照表

以 上

浜岡原子力発電所原子力事業者防災業務計画 読み替え前後対照表 (1/9)

読み替え前	読み替え後	修正理由等
浜岡原子力発電所 原子力事業者防災業務計画 平成26年7月 中部電力株式会社	浜岡原子力発電所 原子力事業者防災業務計画 平成26年10月 中部電力株式会社	読み替えの提出月に合わせ変更

浜岡原子力発電所原子力事業者防災業務計画 読み替え前後対照表 (2/9)

読み替え前				読み替え後				修正理由等
修正回	修正年月日	主な修正内容	備考	修正回	修正年月日	主な修正内容	備考	読み替え理由を追記
15	平成25年12月25日 (平成26年3月1日) (平成26年4月1日)	- 原子力災害対策特別措置法関係政省令の改正に伴う修正 - 社内組織改定に伴う変更 - 記載の適正化 (独立行政法人原子力安全基盤機構の解散に伴う補正) (牧之原市組織改定, 磐田市組織改定, 島田市組織改定, 焼津市組織改定, ヨウ素剤配備数量変更に伴う補正)		15	平成25年12月25日 (平成26年3月1日) (平成26年4月1日)	- 原子力災害対策特別措置法関係政省令の改正に伴う修正 - 社内組織改定に伴う変更 - 記載の適正化 (独立行政法人原子力安全基盤機構の解散に伴う補正) (牧之原市組織改定, 磐田市組織改定, 島田市組織改定, 焼津市組織改定, ヨウ素剤配備数量変更に伴う補正)		
16	平成26年7月1日	- 独立行政法人原子力安全基盤機構の解散に伴う変更 - 社内組織改定に伴う変更 - 記載の適正化		16	平成26年7月1日	- 独立行政法人原子力安全基盤機構の解散に伴う変更 - 社内組織改定に伴う変更 - 記載の適正化		
					(平成26年10月24日)	(内閣府組織改正, 他の原子力事業者への資機材貸与準備数変更に伴う補正)		

浜岡原子力発電所原子力事業者防災業務計画 読み替え前後対照表 (3/9)

読み替え前	読み替え後	修正理由等
別図 2-6 緊急事態発生時の連絡又は通報経路 (1/4) (1) 発電所内での事象発生時 (平日昼間) 総括・広報グループ 部長 (※1) 発見者 発電指令課長 総括管理課長 (※2) 発電所長 (※3) (原子力防災管理者) 静岡県 (静岡県知事) 静岡県 環境放射線監視センター 御前崎市 (御前崎市市長) 牧之原市 掛川市 菊川市 磐田市 島田市 袋井市 藤枝市 焼津市 森町 吉田町 菊川警察署 御前崎市消防本部 牧之原市消防本部 掛川市消防本部 菊川市消防本部 磐田労働基準監督署 御前崎海上保安署 原子力保安検査官 原子力防災専門官 中部経済産業局 内閣府 (内閣総理大臣) (※4) 原子力規制委員会 原子力規制庁 (原子力規制委員会) 経済産業省 資源エネルギー庁 内閣官房 (※4) 内閣府 政策統括官付 (※4) 本店 原子力部 東京支社 静岡支店 (※1) 発電所対策本部が設置されている場合は、地域・広報班長 (※2) 発電所対策本部が設置されている場合は、情報戦略班長 (※3) 発電所対策本部が設置されている場合は、発電所対策本部長 (※4) 「別表 2-1 警戒事態に該当する事象」の場合は、連絡を行わない。 → 電話又は口頭による連絡 - - - - - ファクシミリによる通報 (一斉FAX) □ 原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく通報連絡先 (電話によるファクシミリ着信確認箇所)	別図 2-6 緊急事態発生時の連絡又は通報経路 (1/4) (1) 発電所内での事象発生時 (平日昼間) 総括・広報グループ 部長 (※1) 発見者 発電指令課長 総括管理課長 (※2) 発電所長 (※3) (原子力防災管理者) 静岡県 (静岡県知事) 静岡県 環境放射線監視センター 御前崎市 (御前崎市市長) 牧之原市 掛川市 菊川市 磐田市 島田市 袋井市 藤枝市 焼津市 森町 吉田町 菊川警察署 御前崎市消防本部 牧之原市消防本部 掛川市消防本部 菊川市消防本部 磐田労働基準監督署 御前崎海上保安署 原子力保安検査官 原子力防災専門官 中部経済産業局 内閣府 (内閣総理大臣) (※4) 原子力規制委員会 原子力規制庁 (原子力規制委員会) 経済産業省 資源エネルギー庁 内閣官房 (※4) 内閣府 政策統括官 (原子力防災担当) 付 (※4) 本店 原子力部 東京支社 静岡支店 (※1) 発電所対策本部が設置されている場合は、地域・広報班長 (※2) 発電所対策本部が設置されている場合は、情報戦略班長 (※3) 発電所対策本部が設置されている場合は、発電所対策本部長 (※4) 「別表 2-1 警戒事態に該当する事象」の場合は、連絡を行わない。 → 電話又は口頭による連絡 - - - - - ファクシミリによる通報 (一斉FAX) □ 原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく通報連絡先 (電話によるファクシミリ着信確認箇所)	内閣府組織改定に伴う変更

浜岡原子力発電所原子力事業者防災業務計画 読み替え前後対照表 (4/9)

読み替え前	読み替え後	修正理由等
別図 2-6 緊急事態発生時の連絡又は通報経路 (2/4) (2) 発電所内での事象発生時 (夜間・休祝日) (※1) → 電話又は口頭による連絡 ----> ファクシによる通報 (一斉FAX) □ 原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく通報連絡先 (電話によるファクシ着信確認箇所) (※1) 発電所対策本部が設置されている場合は、「(1) 発電所内での事象発生時 (平日昼間)」経路図の発電所対策本部が設置されている場合による。 (※2) 「別表 2-1 警戒事態に該当する事象」の場合は、連絡を行わない。	別図 2-6 緊急事態発生時の連絡又は通報経路 (2/4) (2) 発電所内での事象発生時 (夜間・休祝日) (※1) → 電話又は口頭による連絡 ----> ファクシによる通報 (一斉FAX) □ 原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく通報連絡先 (電話によるファクシ着信確認箇所) (※1) 発電所対策本部が設置されている場合は、「(1) 発電所内での事象発生時 (平日昼間)」経路図の発電所対策本部が設置されている場合による。 (※2) 「別表 2-1 警戒事態に該当する事象」の場合は、連絡を行わない。	内閣府組織改定に伴う変更
7	7	

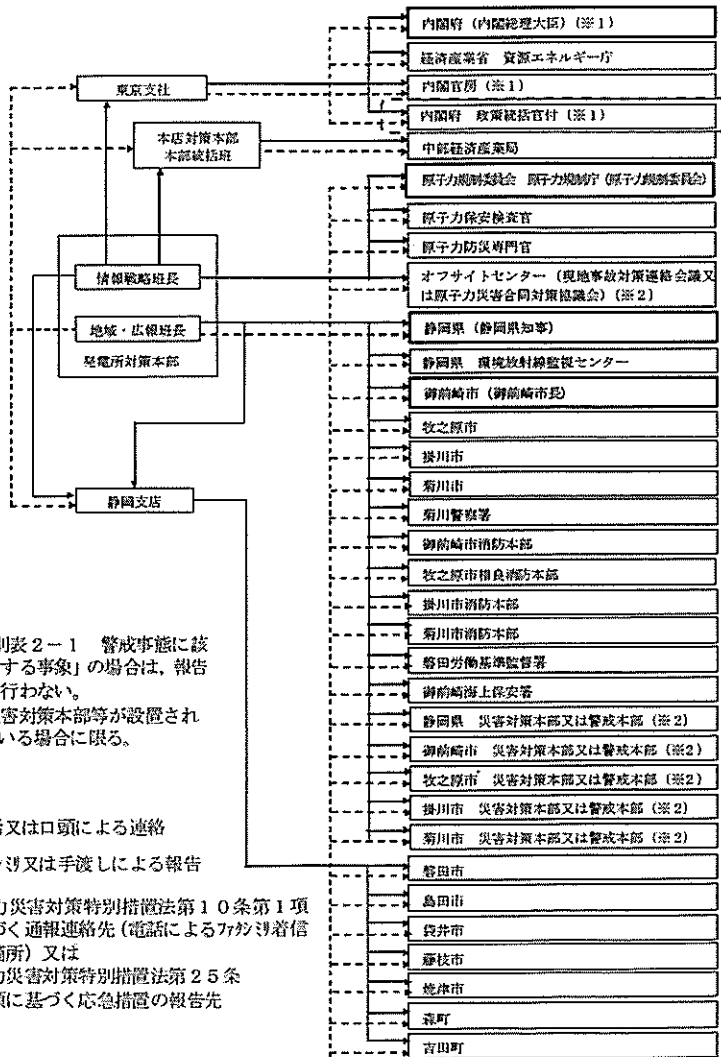
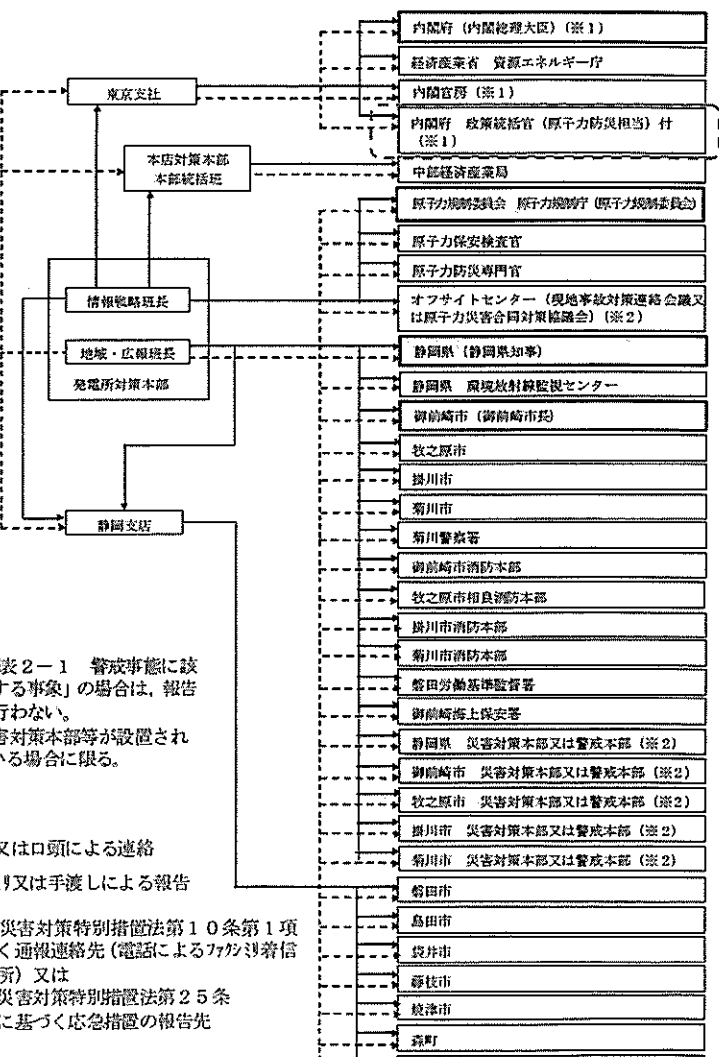
浜岡原子力発電所原子力事業者防災業務計画 読み替え前後対照表 (5/9)

読み替え前	読み替え後	修正理由等
別図 2-6 緊急事態発生時の連絡又は通報経路 (3/4) (3) 事業所外運搬での事象発生時 (平日昼間) → 電話又は口頭による連絡 ----> ファクシミリによる通報 □ 原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく通報連絡先 (電話によるファクシミリ着信確認箇所) (※1) 発電所-港間の陸上輸送時 (※2) 海上輸送等上記以外の輸送時 (※3) 発電所対策本部が設置されている場合は、地域・広報班長 (※4) 発電所対策本部が設置されている場合は、情報戦略班長 (※5) 発電所対策本部が設置されている場合は、発電所対策本部長	別図 2-6 緊急事態発生時の連絡又は通報経路 (3/4) (3) 事業所外運搬での事象発生時 (平日昼間) → 電話又は口頭による連絡 ----> ファクシミリによる通報 □ 原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく通報連絡先 (電話によるファクシミリ着信確認箇所) (※1) 発電所-港間の陸上輸送時 (※2) 海上輸送等上記以外の輸送時 (※3) 発電所対策本部が設置されている場合は、地域・広報班長 (※4) 発電所対策本部が設置されている場合は、情報戦略班長 (※5) 発電所対策本部が設置されている場合は、発電所対策本部長	内閣府組織改定に伴う変更

浜岡原子力発電所原子力事業者防災業務計画 読み替え前後対照表 (6/9)

読み替え前	読み替え後	修正理由等
別図 2-6 緊急事態発生時の連絡又は通報経路 (4/4) (4) 事業所外運搬での事象発生時 (夜間・休日) (※) → 電話又は口頭による連絡 ----> ファクシミリによる通報 □ 原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく通報連絡先 (電話によるファクシミリ着信確認箇所) (※) 発電所対策本部が設置されている場合は、「(3) 事業所外運搬での事象発生時 (平日昼間)」経路図の発電所対策本部が設置されている場合による。	別図 2-6 緊急事態発生時の連絡又は通報経路 (4/4) (4) 事業所外運搬での事象発生時 (夜間・休日) (※) → 電話又は口頭による連絡 ----> ファクシミリによる通報 □ 原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく通報連絡先 (電話によるファクシミリ着信確認箇所) (※) 発電所対策本部が設置されている場合は、「(3) 事業所外運搬での事象発生時 (平日昼間)」経路図の発電所対策本部が設置されている場合による。	内閣府組織改定に伴う変更

浜岡原子力発電所原子力事業者防災業務計画 読み替え前後対照表 (7/9)

読み替え前	読み替え後	修正理由等
別図 2-7 緊急事態発生後の通報又は報告経路 (1/2) (1) 発電所内での事象発生時  ※1 「別表 2-1 警戒事態に該当する事象」の場合は、報告を行わない。 ※2 災害対策本部等が設置されている場合に限る。 → 電話又は口頭による連絡 --- フォクスリ又は手渡しによる報告 □ 原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく通報連絡先(電話によるフォクスリ着信確認箇所)又は原子力災害対策特別措置法第25条第2項に基づく応急措置の報告先	別図 2-7 緊急事態発生後の通報又は報告経路 (1/2) (1) 発電所内での事象発生時  ※1 「別表 2-1 警戒事態に該当する事象」の場合は、報告を行わない。 ※2 災害対策本部等が設置されている場合に限る。 → 電話又は口頭による連絡 --- フォクスリ又は手渡しによる報告 □ 原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく通報連絡先(電話によるフォクスリ着信確認箇所)又は原子力災害対策特別措置法第25条第2項に基づく応急措置の報告先	内閣府組織改定に伴う変更

浜岡原子力発電所原子力事業者防災業務計画 読み替え前後対照表 (8/9)

読み替え前	読み替え後	修正理由等
別図 2-7 緊急事態発生後の通報又は報告経路 (2/2) (2) 事業所外運搬での事象発生時 東京支社 本店対策本部 本部統括班 情報戦略班長 地域・広報班長 発電所対策本部 静岡支店 内閣府 (内閣総理大臣) 経済産業省 資源エネルギー庁 国土交通省 (国土交通大臣) (事象発生場所が海上の場合) 大臣官房参事官 (運輸安全防災) 付 海事局 (事象発生場所が陸上の場合) 大臣官房参事官 (運輸安全防災) 付 自動車局 内閣官房 内閣府 政策統括官付 中部経済産業局 原子力規制委員会 原子力規制庁 (原子力規制委員会) 原子力保安検査官 原子力防災専門官 現地対策本部又はオフサイトセンター (現地事故対策連絡会議又は原子力災害合同対策協議会) * 事象発生場所を管轄する都道府県 (同都道府県知事) 事象発生場所を管轄する市町村 (同市町村長) 事象発生場所を管轄する警察機関 事象発生場所を管轄する消防機関 事象発生場所を管轄する労働基準監督署 事象発生場所を管轄する海上保安部 事象発生場所を管轄する都道府県災害対策本部 * 事象発生場所を管轄する市町村災害対策本部 * * 災害対策本部等が設置されている場合に限る。 → 電話又は口頭による連絡 --- フォキシ又は手渡しによる報告 □ 原子力災害対策特別措置法第25条第2項に基づく応急措置の報告先	別図 2-7 緊急事態発生後の通報又は報告経路 (2/2) (2) 事業所外運搬での事象発生時 東京支社 本店対策本部 本部統括班 情報戦略班長 地域・広報班長 発電所対策本部 静岡支店 内閣府 (内閣総理大臣) 経済産業省 資源エネルギー庁 国土交通省 (国土交通大臣) (事象発生場所が海上の場合) 大臣官房参事官 (運輸安全防災) 付 海事局 (事象発生場所が陸上の場合) 大臣官房参事官 (運輸安全防災) 付 自動車局 内閣官房 内閣府 政策統括官 (原子力防災担当) 付 中部経済産業局 原子力規制委員会 原子力規制庁 (原子力規制委員会) 原子力保安検査官 原子力防災専門官 現地対策本部又はオフサイトセンター (現地事故対策連絡会議又は原子力災害合同対策協議会) * 事象発生場所を管轄する都道府県 (同都道府県知事) 事象発生場所を管轄する市町村 (同市町村長) 事象発生場所を管轄する警察機関 事象発生場所を管轄する消防機関 事象発生場所を管轄する労働基準監督署 事象発生場所を管轄する海上保安部 事象発生場所を管轄する都道府県災害対策本部 * 事象発生場所を管轄する市町村災害対策本部 * * 災害対策本部等が設置されている場合に限る。 → 電話又は口頭による連絡 --- フォキシ又は手渡しによる報告 □ 原子力災害対策特別措置法第25条第2項に基づく応急措置の報告先	内閣府組織改定に伴う変更

別表5-1 他の原子力事業者への原子力防災要員の派遣及び原子力防災資機材の貸与

項 目	協力要員派遣人数・ 資機材貸与準備数	備 考
協力要員 (人)	3	
GMM汚染サーベイメーター (台)	3	
NaIシンチレーションサーベイメーター (台)	1	
電離箱サーベイメーター (台)	1	
ダストサンプリング (台)	3	
個人線量計 (ポケット線量計) (個)	50	
高線量対応防護服 (着)	10	
全面マスク (個)	50	
タイベックスーツ (着)	1,500	
ゴム手袋 (双)	3,000	
遮へい材 (枚)	100	
放射能測定用車両 (台)	1	
Ge半導体式放射能測定装置 (台)	1	
ホールボディカウンタ (台)	1	

1. 放射能測定用車両とは、原子力災害時に放射線量率の測定、空気中のダスト、ヨウ素のサンプリング及び測定が可能な設備を搭載した車両とする。
2. 準備数量については、全て程度とする。
3. 支援にあたっては、随時による輸送を基本とし、必要に応じて空路等の輸送手段を平配する。

読み替え後

別表5-1 他の原子力事業者への原子力防災要員の派遣及び原子力防災資機材の貸与

項 目	協力要員派遣人数・ 資機材貸与準備数	備 考
協力要員 (人)	15	
GMM汚染サーベイメーター (台)	18	
NaIシンチレーションサーベイメーター (台)	1	
電離箱サーベイメーター (台)	1	
ダストサンプリング (台)	3	
個人線量計 (ポケット線量計) (個)	50	
高線量対応防護服 (着)	10	
全面マスク (個)	50	
タイベックスーツ (着)	1,500	
ゴム手袋 (双)	3,000	
遮へい材 (枚)	100	
放射能測定用車両 (台)	1	
Ge半導体式放射能測定装置 (台)	1	
ホールボディカウンタ (台)	1	

1. 放射能測定用車両とは、原子力災害時に放射線量率の測定、空気中のダスト、ヨウ素のサンプリング及び測定が可能な設備を搭載した車両とする。
2. 準備数量については、全て程度とする。
3. 支援にあたっては、随時による輸送を基本とし、必要に応じて空路等の輸送手段を平配する。

修正理由等

他の原子力事業者への資機材貸与準備数の変更